

川崎市公告第980号

(仮称) 高津物流施設計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年6月2日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名 称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 三輪 正浩

所在地：東京都港区赤坂一丁目8番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 高津物流施設計画

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

工場又は事業所の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市高津区下野毛2丁目976-1ほか、

北見方3丁目531-1ほか

中原区宮内2丁目1541番2ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

物流倉庫（一部産業支援施設）の新設

(2) 内容

開発区域面積：約46,480㎡

建築面積：約20,760㎡

延べ面積：約110,790㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和7年6月（着工予定）から令和10年2月（完了予定）まで

6 条例環境影響評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第4章 環境影響評価項目の選定等

第 5 章	環境影響評価
第 6 章	環境保全のための措置
第 7 章	環境配慮項目に関する措置
第 8 章	環境影響の総合的な評価
第 9 章	事後調査計画
第 10 章	関係地域の範囲
第 11 章	条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解
第 12 章	条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解
第 13 章	その他
資料編	

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 7 月 1 日（火）まで

(2) 場所及び時間

中原区役所 5 階・高津区役所 1 階・環境局環境評価課(市役所本庁舎 2 0 階⑥窓口)

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで）。土曜日、日曜日は除く。ただし、高津区役所では第 2・4 土曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分までは行います。

※すべての縦覧場所で縦覧開始日（6 月 2 日）は、午前 1 0 時から縦覧を行います。